

# イギリス王政復古期の宗教体制（二）

矢崎正徳

## 目次

- 一はじめに
- 二クラレンドン法典
  - イ統一法の成立（四まで本号五以下次号）
  - ロ非国教徒集会法の成立
- 三チャールズ国王の信教自由令
- 四むすび

## 一はじめに

本小論はイギリスの王政復古期における宗教体制が確立されていく過程を一瞥したものである。時期は、王政復古期の初期からチャールズ二世が第二回目の「信教自由令」を発布し、それを最終的には撤回し、それ以後自己の統治を議会及び国教会との同盟に依存させていくまで、すなわち国王のこの政策の変化が最も端的に現われたダンビィを権力に登らせた時期までである。ダンビィの権力登場こそがチャールズ国王の統治の分水嶺を作ったからである。も

とよりかかる王政復古期の宗教的解決（イギリス史にじゅうじわゆる “religious or ecclesiastical settlement”）の過程の研究は、英米における政治史、宗教史の分野において既にかなりなされていふ。たとえば、復古初期における代表的研究には、ボウジャー博士 (R. S. Bosher) の *The Making of the Restoration Settlement 1649-1662.* (1951) があり、この著作は体制宗教たる英國教会がその体制を再び掌握して、政治を轄むかにした。まだ G. デイヴィスの秀れた政治史的著作 (G. Davies, *The Restoration of Charles II 1658-1660, 1955*) がある。むとより、本小論では、英米の諸研究を十分消化して、それをもとに譲る。唯、日本においては、比較的省りみられなかつたものをグラスゴウ大学の A. プラウニング教授編纂になる『資料集』<sup>(1)</sup> に依拠しながら、若干詳しく述べておきたい。

周知のように、王政復古期は、名誉革命によってそれが究極的に解決されるまで、国王大権と議会権力とのどちらが上位にあるのか未確定であり、かかる最大の憲法的政治的問題が集中的に現われたのが宗教問題においてであつた。縷々するまでもなく、チャールズ国王であれ、これら国王の発布した「宗教自由令」こそは、クラレンドン法典と総称された非国教徒集団への迫害を規定した議会立法の無効ないしそれからの赦免を許容する大権行使であつた。ピューリタン革命崩壊後、無条件的復古として君主制が回復されたにも拘らず、結局はチャールズが「宗教自由令」を撤回し、ジェイムズがそれによつて無血の革命を惹起させたように、王政復古期の政治過程は絶対君主制から立憲君主制への転換、後者の体制への定着化を宗教問題を本格的契機として、展開していくわけである。

## 注

- ① Andrew Browning(ed.), English Historical Documents 1660-1714, 1966.
- ② 筆者が拙著『十八世紀宗教復興の研究』(福井出版、一九七〇年)に於て、王政復古期の歴史的過程を素描したが(同書、一七九—一一一頁)、本小論でも十分解明したとはいがたく、いのうな形で部分的に発表せざるを得ないことをはなはだ遺憾に思う。周知のように、ウィスコンシン大学のW・L・サクセ(Sachse)教授による王政復古期の文献案内書がケンブリッジ大学から出版されて(Restoration England 1660-1689, 1971)いるから、より充実した研究は後日に待ちたい。

## II クラレンドン法典

### イ 統一法の成立

多くの史家がそれを指摘しているように、ピューリタン革命の崩壊は、彼らピューリタン集団が権力を獲得した時、彼らが解決困難な課題に直面し、発生してきた政治的憲法的問題に何ら解答を与えたかったこと、すなわちその理想を一般的同意を得ることができる客観的なものに翻訳することができなかつたこと、また彼ら集団における統一の欠如が更にそれを倍加したこと、に求められる。<sup>①</sup>人々は、社会解体の増幅に直面して次第に王権に連続と秩序のシンボルをみ、テストすべき政治形態、すなわち君主制にカオスに対する唯一の代替物をみたわけである。しかしながら、空位時代の終期の混乱期において、ピューリタン左派のセクタリーズを除外して、多数が国王の帰還を待つたとはいえ、回復さるべき君主制に対して一致が存在したわけではない。アングリカンの王党派は君主制に条件を付けようとはしなかつたが、ピューリタン右派、プレズビティリアン集団はスチュアート家の復位を明白な良心をもつて擁護したが、しかし無条件的復古には反対する者があつたわけである。つまり君主制の回復をめぐつてこの教派には分

分裂や意見の多様性が存在したわけである。結局、この集団は、アングリカンの王党派に屈服して、五月二十五日、チャーチズを迎えたわけである。しかも国王招喚を決定した一六六〇年のこのコンベインション・議会においては、クエーカーとバプティストとの両集団がいわゆる「外面向的権力」に関心を持たないとして、政治における積極的関与から身を引いたから、プレズビティリアンとコングレゲイシヨナリスト（インデペンデント）との両集団がかなり評価しうる人数をもつた非アングリカンのプロテスタンント集団として存在しており、非国教徒のこの二集団が協同すれば、下院をコントロールしうる希望が存在したといわれる。然るに、四月と五月において、両集団の対抗と敵対の強烈な感情が「国王大権」の「制限」に失敗し、アングリカンの王党派に屈服して「無条件復古」となったわけである。<sup>③</sup> いうまでもなくこの無条件復古が、その後の政治過程において、強烈な大権的君主制及び厳格なアングリカニズムに歩を進める契機を作つたわけである。<sup>④</sup> またそれゆえにこそ国王と議会という二つの政治機構が持つべき権力が、憲法上未確定になり、後述するように、この権力配分の未確定が宗教問題に明白に示されるわけである。それはともかく、非国教徒集団の政治的宗教的分裂及び彼らの無為と変節とは、彼らに対するアングリカン王党派による攻撃に对抗すべき何一つの手段も保持せなくしていくわけである。それは、次のキャバリア・議会に、非国教徒集団の代表として、相対的にわずかの議員しか当選され得ないという結果と、その表裏として、以下述べるところの、彼ら非国教徒集団に対する抑圧・迫害立法が成立するという結果とを生むわけである。<sup>⑤</sup>

## 注

① G. Davies, 'The Restoration of Charles II 1658-1660', 1955. A. Simpson, 'Puritanism in Old and New England', 1955.

G. R. Cragg, 'Puritanism in the Period of the Great Persecution 1660-1688', 1957, pp. 1-3.

② ハーフカハメの編著 [G. F. Trevallyn Jones, 'The Composition and Leadership of the Presbyterian Party in the Conven-

tion, English Historical Review, 79. (Apr. 1964.)】によれば、王政復古以前の陰謀と交渉の月日について、プレズビティリアン派の指導者達であるいわゆる *junto* (すなわちマンチエスター、ノーサムバラン、ウォートン、セイアンシール、ベトフォード等の少数の貴族を含むキャバル、クラレンスへの権力喪失後出現したいわゆる「キャバル」と区別する) 達は、事実、王党派が耐えることのできない条件を課せんと計画した。すなわち国王が革命中における教会や王領地の売却を確認すべきこと、あるいは旧王党派（キャバラリア）の地位ある者から助言を得てはならないこと、あるいはまたコンベイション議会が召集された時、上院には十七人の貴族、すなわち第一次内乱時に議員であった者の生き残りの議員だけに限定しようとしたこと、あらかじめ官職の分配を内定しようとしたこと、等である。従つて、若干の王党派の代理人がいわゆる *junto* の多くが自分達の従順の代価を増大させるために、無条件復古の阻止を企図しているのではないかと疑つたのは理由があつた。他方一六四八年にブライドのページによって排除されたそのプレズビティリアン達によって支配されたところの長期議会を復活させた下院は、革命の土地没収を確認しなかつた。唯、旧キャバラリアやその息子達のみをコンベイション・議会へ選出から排除しようと努力しただけであつた。また彼らは教会統治と礼拝とに関するプレズビティリアン的システムを確立しようとする事に多くの時間を費消したのであつた。従つて、ジョウンズによれば、王政復古の危機の期間中、俗人のプレズビティリアン的システィムを確立しようとする事に多くの時間を費消した連の議員達のそれと異つていたのである。しかし、面白いことに、第一に、復活した「宮廷」は、チャールズ一世と戦つた人々の指導者に（もとより後述するよハニ）、一六六〇年の「免責法」の保護から排除されたいわゆる国王殺し他二名を除外して）、榮譽と官職とをもどし与えていた。じれりとは、周知のように旧キャバラリアの多くに苦汁に満ちた憤激を惹起したが、しかし宮廷側からみれば、それは買収する価値があり、また買収しうるすべての人々を買収するという熟慮した政策でもあつた。ボウジアによれば、「プレズビティリアンの俗人の指導者に対する」の求婚の効果は、新体制に於て、彼らに賭を与えることであり、政治的信条としてのピューリタニズムから彼らを引き離すことであつた（Bosher, op. cit., p. 148.）<sup>③</sup>。事実、ジョウンズが精力的に分析したように、かなりのプレズビティリアン議員を影響下において、宮廷反対派の指導者となりていふP.・ウォートン（Philip Wharton）の如き貴族を別とすれば、彼らの一部は、宮廷によつて「党派的」「反逆的」とラベルをはられた党派と関係することに漸次当惑を感じるようになり、また何の疑惑もなく、新しく発見した忠誠を保持しようと努力していくわけである。従つて、我々は多くのプレズビティリアンの指導者がピューリタンの大義を喪失する運命（すなわち戦列離脱）にあつたのをみる。つまり、フレズビティリアンが一六四八年後、王党派になる傾向があつた同じく、彼らの指導者の一部は、一六六〇年宮廷派になつたわけである。従つて我々はこれらの人々をキャバラリアのロイヤリズムと区別して、プレズビティリアン的ロイヤリズムと呼称しうる。第三に、一六五九一六〇年ににおけるフレズビティリアンの牧師集団は一つのグループに分裂して、すなわち一つは監督派よりもより多くのプレズビティリアン的であるような結果が生じる国教会との妥協をめざす和解派（Reconcilers）ともう一つは完全なスコットランド的なアレズビティリアンの規律をめざす多數派とである。第四に、じの教派の他教派に対する關係からいえば、いかなるアレズビティリアンのグループもインテペンデントや今や好んでやう當称されるにこゝたロンケレゲインショナリストに寛容の権利を容認することはできなかつたのである。すなわち、一つの国家教会である Presbyteries and Synods と究極的に無関係である congregations を寛容する」とはどうでもなかつたのである。じれりとは更に後述する。

③ D. R. Lacey, Dissent and Parliamentary Politics in England 1661-1689, 1969. pp. 6-11, 14.

④ もとより王政復古期の政治体制の大枠は、レンカウリアンが「うよハニ」（G. M. Trevelyan, History of England, 1926 (3rd. ed. 1945), pp. 446-7. 邦訳、『マギリス史』22、一七五頁）、「総対主義と共和主義と」（もとより死に絶えたマーリタ

ン革命の遺産に立っていることはいうまでもない。王政復古期の魅力は、「国王権威と議会権威とが再び不可分とみなされるよう」になり、かつこの二つの政治機構が憲法上の立憲王政として確立されていく政治過程が宗教と緊密に結合しているところにあるといえる。

⑤ここでコンベイション・議会とその解散によって成立したキバリア・議会とに於いて、広義の非国教徒集団を代表していたとみられる下院議員の数を考察したい。

(A) コンベイション・議会におけるブレズビイテリアン派の組織の本質、指導者や組織者の正体を分析したジョウンズの論文によれば (Johnnes, op. cit., pp. 312-1), ブレズビイテリアン派の実質的な指導者となつたウォートン卿 (彼自身は、ウェストミンスター会議における俗人のメンバーであり、ブレズビイテリアンに対抗してインデペンデントとともに行動し、内乱中は議会側主張の強力な支持者であった。しかしブライドのバージやチャトルズの処刑を否認した。またクロムウェルとも親密であつたが、共和国及び護民官体制における官職への就任を拒絶した。) は、多分この議会が開始される以前に、既に五二六名のリストを所有していた。この名前は、下院議員に選出されたとして報告書に出た人々であつた (この中には院によって当選無効を宣せられた者もいる)。さてこのリストの半数以上の人々には、その名前の前に、dots, dashes, bars, crosses 等の記号がある (名前か頭文字が使用された二三名の人々は、多分全部ないしその一部が夫々下院議員を割り当てられたいわゆる「マネージャー」として、この党派の指導者であった)。この二三名のうち、P・ウォートン自身やその兄弟であるトマス・ウォートン卿、R・オズロウ卿の三人と他の四人の計七名が九〇名の議員を「ウォートン自身はその九〇名の約半分の人々を」マネージすべく割り当てられ、残り一六名は三一名の議員のみを割り当てられた。従つて厳密にいえば、一六名のうち何人かは党派のコントロールに参加せず、單なるいわゆる「コンタクト・メン」でしかなかつた人もいる。次に大部分の記号はブレズビイテリアン党派あるいはその目的への熱意に対する強度の多様性の段階を示している。クロスによつて記号づけられた一群は、単に下院から排除された人々に過ぎない。ダッシュによつて記号づけられた一〇〇名以上の最大のグループは、一六六〇年四月遅くブレズビイテリアンの宗教解決の大部分を支持すべく期待された人々から構成されているように思われる。この人々の多くは四八年のバージで排除された人々であった。(因に、記号されたないしは割り当てられた人々の  $1/4$  はバージされた人々である。従つてここからもインデベンデントに対する彼らの敵意は推察されよう) 小グループの一つは、ピューリタニズムと殆どあるいは全然関係のなかつた主として单なる王党派の人々から構成される。彼らは多分稳健派と信じられた。さて、次に、リストの名前の約半分は記号されずまた割り当てられていない人々である。これら二五〇名の議員こそは、疑いもなく、コンベイション・議会において、著名なアングリカンやキバリア・王党派 (広義の王党派の中核となるこの数は四〇—六〇名であつたとされる) の集中的努力によつて証明されることになる。アングリカン・クロムウェルの議会で初めて議席を持つた人々である。これら二五〇名のうち、一六二名は以前議席を持つたことのない人々であり、三一名はリチャード・クロムウェルの議会には、絶対多数とはいえないにしても、非国教徒集団を代表していると思われる議員が協同すれば、議会は事実的にコントロールしえたし、またその可能性は大きかつたといえる。もとよりウォートン卿が実質的指導者として、下院議員に働きかけるために作成したこのグループ別の分析から、直ちに下院議員の投票行動を予測することは困難であろう。というのは以下本文の叙述から判明するように、第一に、各個別法案に対する議員の投票行動は異なること、第二に、登院するのはもとより全員ではなく、ブラウニングの『資料集』の付録によれば (Browning (ed.), op. cit., p. 956.)、停会 (九月十三日から十一月五日まで) になるまでのコンベイション・議会の下院の

会議の出席者は、平均で二三三名、最大で三四一名であったことからも判明される。第三に、他方、他の政治機構として復活した「宮廷」実質的にはハイドの政策があつたからである。

(B) チャーチス二世の招喚と「免責法」の通過とによつて、反乱時代の実質的な終止符を打つたコンベイション・議会は十二月二十九日解散され、翌六一年五月に新議会が成立する。この議会が「キャバリア・議会」と呼称されている如く、ここにおいて「国王よりも王党的、監督よりもアングリカン的」と評されたキャバリア議員の圧倒的な進出がみられた。唯、ここでは数字だけの考察にとどめる。まずジョウンズの分析によれば (Jones, op. cit., pp. 317-8.)、ウォートン卿は「一六六一年の友人の名前」と裏書きした一二五名のリストを作成した。この一二五名のうち、六三名がコンベイション・議会の残存者であり、更にそのうち四七名が先に指摘した六〇年のウォートンの大リストの中で記号されたり割り当てられた人々であつた。(もとより単に脱落のみでなく、前議会に議席はなかつたが、このキャバリア・議会で、トムスン、ラブ、フォウクのような明らかにピューリタンである人々、更にウォートンの従兄弟であるマズグレイブ他、いわゆる「稳健派」も選出されたわけである)。唯、プレズビティアン派にとつて、コンベイションとキャバリアとの議会の大きな相異の一つは、この派のリーダーないしマネージャー集団の収縮であつた。六〇年下院議員をマネージないしコンタクトすべく割り当てられた例の二三名のうち、別の三名が新たに補充されたとはいえ、六一年に同機能をおおついていたのは三名のみとなつてしまつたのである。次に別の資料によれば次のようになる。レイシィ博士の前掲書の付録には、非国教徒の議員の詳細な分析がある。すなわち、博士は、付録 I において、非国教徒の証拠、付録 II において、非国教徒集団を代表していたと考えられる(もとより殆どプレズビティアンかコングレゲイシヨナリストである)六一八九年までの上下両院の全議員リストとその人々についての簡単な解説、付録 III において、六一八九年に下院議員であった全員のアルファベット順によるまた年期別による一覽表、を夫々示した。博士は、自ら当該表が完結的ではなくまた限定的であると注記しながらも、非国教徒下院議員を、証拠よりして、当然明白にそうである人、「相当に」(probable) そうである人とに三区分し、しかも同一人も信条が時期によって変化しうるし、また変化した人々もいるから、それを年期順に示した。それによれば、キャバリア・議会開始年六一年の三グループの合計は三七名である。更にトーリー党の実証的研究で名著をものにした K. ファイリングによれば (Keith Feiling, History of the Tory Party 1640-1714, 1924, p. 105.)、キャバリア議会開会時のプレズビティアン派の総数は六〇名位であったとしている。以上の分析から、我々は、非国教徒集団、なかんずくプレズビティアン派の下院議員の数については、各研究者によつて幅があり確定しえないにしても、両議会の質的変化については十分窺知しうるわけである。

二 わて王政復古期における宗教的解決にとって決定的な法律となつたのは、いうまでもなく、クラレンドン法典であり、なかんずくその中の「統一法」と「非国教徒集会法」との二法律である。しかしそれへの歩みは、復古の始期においては、王党派の多くが復讐に傾斜しているとはいえ、非国教徒集団の対応の仕方が明白でないことに加えて、彼らが自己の力がどの程度であるか自信を持ち得なかつたこと、国王自身がオランダで宣言した「アレダ宣言」

(Declaration of Breda) がある以上、等により急速ではなかつた。特にチャールズ国王は、宗教問題の解決が緊急ではあるが、複雑である以上を認識しており、しかも臣民に存在する最近の亀裂が永続する」とを何ら欲しなかつたし、また和解的精神」それが王国の不幸を解決するものであることを何ら秘密にしなかつたわけである。国王は、六〇年四月に自発的に発表した「アレダ宣言」において次のことを明らかにした。すなわち、1、「内乱中の行動についての'a free and general pardon'を与えること」<sup>①</sup>、2、「内乱中の所有地の譲渡 (grants)」、売買 (sales and purchases) に際しては、個人的な議会とおいて決定されること」<sup>②</sup>、3、「宗教問題に関する'a liberty to tender conscience'を宣誓」、何人も意見の相異のために不安となりあるいは疑われるべきではない理由とのためになされた議会立法に同意する用意がある」を宣言したわけである。この「アレダ宣言」はそれ自体抽象的ではあるが、国家統合には各宗教集団間に「衷心の自由」の寛容が必要であることを既に示唆したわけである。

このような国王の宗教問題に対するより具体的な方針は一六六〇年十月二十五日に発布された「ウスター・ハウス宣言」(Worcester House Declaration, Declaration concerning Ecclesiastical Affairs) であるだと叫ばれる。<sup>③</sup> この宣言は宗教問題の解決がデッブルックのり上った状況下に発布されたといえる。国王は、アーチボルド・サイクス博士による「明るいがに」<sup>④</sup> プレスビテリアン派に対する融和の意図を初めから持っていた。教会史の権威 N・サイクス博士によれば、事実、第一ビ・バクスター、マンソン、グイス、カラムなども含む 10 名ないし 11 名の著名な「ヨーリターン」神学者が回教や牧師として任命され、しかも彼らは説教のみが許され、礼拝様式を読むことを要求されなかつたのである。第一ビ・監督派が同様なことを求められる可能性をもつて、プレスビテリアン派の指導者も教会統治や礼拝様式についての提案を提供するためにチャールズとの会合に召集されたわけである。かくしてアングリカン派と

プレズビティリアン派との交渉が始ったが、しかし約束が自由になされても履行されず、結局急速な進展がみられなかつた。この事態はプレズビティリアン派をして国王の顧問官が果して国王の方針を実際に追求しているであろうかと疑惑を抱かせたわけである。議会においては、六月二十七日、「眞実な改革的プロテスタント宗教」維持のための法案が出され、七月六、九、十六日、それは常任委員会の一つであるグランド・コミティで討議された。<sup>⑤</sup>しかし七月二十日、プレズビティリアン派の努力にも拘らず、下院はその法案を放棄した。ジョウンズによれば、八月初めから九月遅くまで、「宮廷」は宗教問題における下院の行動に対するコントロールを喪失したのである。八月七日、アングリカン達は下院が監督派にきわめて苛酷であると憂うつに報告している。例のウォートン卿を中心とするプレズビティリアン派の反撃は、ボウジア博士の評価によれば、「政府の全政策にとつて致命的脅威」<sup>⑥</sup>であつた。明らかに、大部分この理由によつて、コンベイション・議会は停会になつたのである。しかしながら、他方、八月二十八日から九月二十二日までに、新任、昇進も含めて五人の監督が指名・選出されているように、空席の監督職をうめる手段がとられだし、監督派が着実に教会支配を堅固にしていく事態も進展していった。このような議会休会中に、国王と大法官クラレンドンとは、監督派と穩健なプレズビティリアン派とをウスター・ハウスに合流・会合させて、国王の宣言を案出させたわけである。

この宣言において、国王は次のことを指摘した。まず国家の平和が教会の平和と不可分であること、つまり教会行政事象に秩序や統治が存在しなければ、政治的市民的事象における秩序や統治も困難であること、宗教問題における先の騒動と悪名高き分裂との原因となりまたなつている相異や不満に対しても妥当な矯正を用意するために、この王国に到達した時から宗教會議の召集の意図を持つていたこと、などである。更に、国王は、監督制と型通りの祈祷様式

を守るにしても、その根幹が搖がない限り、全國くまなくわたる完全なかつ全的な結合と統一のために、ある程度の修正が必要ではないかとし、八項目に分けて提案あるべき改革を予示した。まず、現在の監督は優れてゐるが、任命においては学識、徳、敬虔のある人間がなされるべし(I)。監督官区の大きさからして、すべての管区や監督補 (suffragan bishop) が任命されるであらう」と(H)。いがなる監督も presbyter の助言と助力なしには、国教会の <sup>⑦</sup> censures に属する、がなる部分の管轄権も規定したり、行使したりすぐれどない」と(I)。同様に副主教 (archdeacon) も牧師の助言と助力によつてその管轄権を行使すべし」と(III)。中央教会の昇進は、その管区など、副主教や司祭等の助力する資格のある最も学識あるかつ敬虔な presbyter とすべき」と(A)。中央教会の昇進は、その管区など、副主教や司祭等の助力する資格のある最も学識あるかつ敬虔な presbyter とすべき」と(IV)。堅信礼 (confirmation) は当地域の牧師の情報と同意にもどりいて、正しく厳粛になされるべし」と(A)。いがなる監督も恣意的權力を行使してはならず、また周知の国法に依拠する以外のものを牧師あるいは人々に行はれしたり、あることは課してはならない」と(V)。国教会の祈祷書に含まれている礼拝様式を最もよきものとして尊重するにしても、しかし、それに含まれてゐるべつてかに反した若干の例外を発見したから、祈祷書を再審査すべし、またそのどれを使用するかは牧師の自由裁量に委ねるが、最も必要と思われる修正や礼拝のいへりかの本質に合致する若干の附加的な形態をもうけるべし、両宗派 (both persuasion) の学識ある同数の神学者を任命するであらう」と(VII)。最後に、宗教上の儀礼の遵守や教会命令の服従に関する宣誓は、礼拝様式の改正が決定されるまで延期あるべきこと(VIII)。このVIIIでは、更に、考慮されるべき事柄と仕事とは、若干の儀礼の使用によつて心痛する人々の私的良心を、その儀礼の省略を赦す」とによつて満足される」とであるとして、具体的に次のことを指摘して、それらの可否を宗教会議に委ねるとした。すなわち、聖餐をひねまといふて、あるいは座して、あるいは立つて拝受すること、洗礼の時、十字を切るのを控えようとする人々

を許容すること、キリストの御名の時、何人も膝をまげるのを強制すること、白い法衣の着用を自由にすること、教会令の要求する署名承諾を遵奉することあるいは教会令への服従の宣誓をすることができないという者がいるが、その人々が「忠誠及び国王至上権承認の宣誓」をすれば、上述の署名承諾あるいは宣誓なしに、聖職を授任でき、その機能を行使し、聖職俸を享受しうること、何人も、そのような署名の欠如によつて、大学の学位の取得を妨げらるべきでないこと、エリザベス女王治世十三年法律第十二号を理由として、何人も、もし彼がこの法律にある真実なキリスト教信仰告白とサクラメントの教義とに関するのみのすべての信仰箇条を朗読しかつ同意を宣するならば、聖職推薦（權）や聖職俸を没収ないし剥奪されると判定されないこと、等である。そして以上のことの可否を宗教會議で決定するとした。国王は、愛する臣民すべてが、国内において国民をあれほど不安にさせ、また国外のプロテスタント教会にあのような立腹を与え、またその敵からはプロテスタント宗教一般に対するあのような非難をもたらした宗教的相異に関するこの宣言を受け入れるよう要望したわけである。

この宣言は、その表面的価値に関する限り、プレズビティアン集団への重要な譲歩なしし妥協、部分的ないわゆる「包容」さえも含んでおり、伝統的体系に対する改革への約束を予示したものといえる。クラッグ博士によれば<sup>(8)</sup>、プレズビティアンの集団はこの中に伏在する寛大な条件に驚き、例のバクスターは、もしこれが政府の意図の忠実な反映であるとすれば、まじめで正直ななる牧師もコンフォームしえない理由が何もないと感じたのである。これは穏健なプレズビティアンの立場であったといえる。唯、レイシィ博士によれば、厳格なプレズビティアン、なかんずくコングレゲイショナリストにとっては、教会組織及び統治の基本になる監督制そのものに何ら妥協しようとしたこと及びこの教会体制を受容しようとする人々に対する寛容の条件が触れられていないことに不満で

あつたわけである。さて、議会は十一月六日に再開したが、プレズビティリアンは、自己集団に有利なこの宣言を法律に転化するための法案を下院に提出したわけである。しかしながら、この法案は国王自身の大臣達のアジティション<sup>(10)</sup>によつて敗れ去つたわけである。サイクスによれば、二十八日の投票で一八三対一五八であった。そしてこの敗北こそはコンベイション・議会におけるプレズビティリアン派の相対的な成功を終焉に導いたのであつた。それから約一ヶ月後の十二月二十四日に、コンベイション・議会は解散されるわけである。

さて、宗教会議を開催するとしたウスター・ハウス宣言にある国王の約束は、故意に無視されきてきたが、とうとう次年六一年、春の総選挙、ながんずくロンドンの選挙から一週間もたたない三月二十五日、サヴォイ宗教会議 (Savoy Conference) 召集の国王の布告が出た。<sup>(11)</sup>この宗教会議は公式には四月十五日から六月二十四日まで開かれた。会議はロンダン監督であるG・シェルダン (Gilbert Sheldon) に指導される一一名の監督と例のバクスターを含むプレズビティリアン派一一名の神学者及び両派九名の陪席者<sup>アセッサー</sup>によつて構成されていた。目的はもとより「祈禱書」の「再審査」であつたが、結局、最初に述べたように、反動が加速し、それによつてキャバリア・議会が成立する総選挙後であつたから、会議の召集が慈悲深くその調子において和解的であり、しばらくの間は、広義ピューリタンの衰えた希望が復活する如くみえたものの、建設的な何らかの結果が生ずる可能性は殆ど存在しなかつたとされている。具体的には、バクスターの代替的な宗務書<sup>ナーピスブック</sup>も、また監督によつて授任されない牧師も再授任が要求されるべきではないという彼のアピールも無視された。課題に接近しようとする討論参加者の気持は何ら同意に達しようとしたのではなかつたので、文書の提示はなじり合に変質したとされている。つまりこの六一年の会議はそもそも六〇年のそれとは異つていたわけである。監督制と礼拝様式とは監督派によつて所有されており、プレズビティリアン派は單なる受身

の姿勢に迴避なかつた。前者は後者に譲歩する意図を持たなかつたのである。事実、この宗教會議が終る以前に、既に祈禱書に関する重要な決定が他の場所でとられたのである。それは國教会の聖職會議においてであつた。聖職會議は監督であるイーリのマシュー・レン (Matthew Wren of Ely) のロンドン邸におけるレバノンからの歸郷によつてなされた祈禱書の検討に多忙であったわけである。ハドソン、ソーマジーやなんらかの齋戒によつてロード会議で独占的になされた祈禱書改訂は、結果としてヨーリタンへの譲歩ないし和解のしるしが発見されない、ロード時代と殆ど変化しない内容のものとなつたわけである。そして新しく成立したキャバリア・議會は、この祈禱書が執り行われる「規条件」を決定しようとしたわけである。それが「統一法」(Act of Uniformity) であり、王政復古下の宗教体制の解決の最重要な一法律となつたのである。

## 注

- ① Browning (ed.), op. cit., pp.57-8.
- ② 1-6 「自由な一般的赦免」については、既に注記したように、コンベイション・議會は「わざる國王殺し僧」を除外して、「免責法」を廻覆せよ、いわゆるすべての政治的罪悪に対しても特赦を与えた。キャバリア・議會もそれを追認した。1-6 の「わざる土地問題」については、経済史家が研究していることではあるが、これについては、浜林正夫「王政復古の土地問題」(一橋大學研究年報「経済学研究」第十七号) を参照。浜林論文によれば、「売却確認法案」(これは結局不成立になる) の除外という方法によって、まず國王領が回復され、次に教會領は事實上教会の所有に復したとされる。國王派の没収所領については、革命政府の売却を無効とするものでもなくまた逆に確認するのもなく、不満ある者の訴訟に依拠して、裁判所の決定に委任するというものであつたとされる。しかしながら、復古以前及び以後を含めて、何つかの方策で、所領数のヤーベーハトが元の所有者に戻つたとされている。
- ③ Browning (ed.), op. cit., pp. 365-70. 以下の宣言の本文の解説は、いわ『資本論』に依拠する。
- ④ Norman Sykes, From Sheldon to Seker, Aspects of English Church History, 1959. p. 3.
- ⑤ Jones, op. cit., pp. 315-6.
- ⑥ Bosher, op. cit., p. 176.
- ⑦ クローベ専著による『カクバフオーネ教會辭典』(F. L. Cross (ed.), The Oxford Dictionary of the Christian Church,

1957. p. 257.)によれば、この「ヤンシャーブ」とは、教会の法の違反者に対する処罰であるが、最も重要なものの若干は、一、聖職諸階級からの免職（平信徒への降格）；二、教会内の特定の職務の剥脱、三、公的悔悟、四、破門、である。

<sup>⑧</sup> Cragg., op. cit. p. 5.

<sup>⑨</sup> Lacey, op. cit., pp. 12-3.

<sup>⑩</sup> Sykes, op. cit., p. 4.

<sup>⑪</sup> サヴォイ宗教會議によるトニ・Trevelyan, op. cit., p. 450. Cragg., op. cit., p. 6. Cross (ed.), op. cit., p. 1219. Sykes, op. cit., pp. 4-5. 参照。

<sup>⑫</sup> 『オックスフォード教会辞典』によれば、サヴォイの宗教會議で、監督派によるプレンズビテリアン派に対しても取るに足らない一七の譲歩事項のうち、一五事項がここで取り入れられたとされているが、聖職會議における独占的改訂が広義のピューリタン集団の感情を害し、導入された変更が広義のピューリタン集団を疎外させ、教会から彼らを追放する意図であったことが判明するわけである。

三 「統一法」の法的考察を後廻しにして、主としてレイシ博士の著作に依拠して、この法律の成立過程を一瞥してみたい。サヴォイ宗教會議の終了前、六月初週に、統一法案 (Uniformity Bill) が、圧倒的なキャパリア・議員によつて占められ、復讐的氣質に充满した下院に提出され、採決なしで下院を通過、上院に回付された。七月末停会になつた議会は、次回会期を十一月に再開した。既にコンベイション・議会 (K.O.年九月)、「牧師を確認し回復するための法律」が通過しており、共和国時代追放された牧師のがなりの復職も行われていたが、より稳健なピューリタン派牧師も当然繼續して聖職祿に留つていたわけである。そこでこの議会におよび、この既法律を確認するという法案の通過を計ることによって、つまり既存牧師の定着化によつて、この稳健なピューリタンを聖職祿に留まらしめようとする動議がなされた。しかしこの時、下院のアングリカンの指導者は連続の修正動議によつてこの法案の内容を破壊したわけである。このようみると、状況は広義ピューリタン派にとって絶望的であったわけであるが、しかし一つの希望が存在した。それは翌六二年の初めに、上院で統一法案の審議がなされた時、国王が国教会内での多様性を認めるいわゆる「包容」の政策に固守していることが明らかになつた。すなわちチャールズはブレダやウス

ター・ハウスでの約束の履行の意図を確認したわけである。また下院で通過したように、上院によって統一法案が受けられたならば、プレズビティアンの貴族が絶えず「宮廷」を支持していたから、その法律のもつ劇的な衝撃を軽減する何らかの手段がとられる可能性もあつたわけである。

もとより「統一法」の対象となる広義のピューリタン派がこの統一法案を改正せんとした努力もあり、その内容は通常例のウォートン卿の議会文書にある諸提案にみられるとされる。レイシ博士によれば、「包容」と「寛容」との両者を確立しようとする提案が含まれている。まず「包容」を望むプレズビティアンの希望は次のよいうな修正提案の中に最もよく現われている。すなわち、「統一法」にあるいかなる条項も国王がウスター・ハウス宣言で約束した譲歩を無効にするものではないと。しかしこれは、疑いもなく、上院が受け入れようとした以上の広い「包容」であったといえる。クラレンドン伯<sup>(2)</sup>が多分国王の方針にもどりいて導入した修正案は、それよりも包括性が少なかつたが、次の如き内容であった。すなわち、一六六〇年五月二十九日以来、聖職祿を保持している牧師に対して、個別の赦免 (dispensation) を与える国王の権威を認め、これら牧師が白い法衣の着用や洗礼の時十字を切ることとの免除を可能にしようとした。「」の案はもとより「包容」の系譜に連なるものといえる。

次に「寛容」を求めた分離主義的伝統に立つピューリタンも、それが採択されるにはほど遠いものであつたといえ、提案を作つたわけである。それは次の如きものであつた。すなわち、いわゆる真実なキリスト教的信仰告白に関する国教会信条に対する同意を求めるにしても、監督管区内でなされる場所での大衆礼拝が許さるべきこと、教区教会への不出席者が刑罰から免除されるべきこと、国教会のサクラメントを執行したりあるいは挙手しなくとも、また国教会の儀礼を遵守しなくとも、刑罰から免除されるべきこと、等である。これらはもとより受入れられる可能性はなか

つたといえる。いうまでもなく、アングリカニズムによって排除された以上の集会の存在や寛容をイメージしていたからである。唯、国王権力と議会権力とのどちらに至上性があるのかという憲法原理からみると、法律条項によつて直接的に「包容」あるいは「寛容」を達成しようとするもの、更に、法律にあるいかなるものも、宗教事象に対する国王の至上権や権威を侵害できないとするものがあった。従つて、各提案にみられる原理自体は混在していたとみることができる。

それはともかく、ウォートン卿が左右両派のピューリタンとの関係を持つていた関係上、卿の活動は「統一法」の修正を得ようとする広義ピューリタン集団の努力の焦点をなしたといえる。ジョウンズによれば、卿自身がこの法案を緩和するために少くとも一〇箇条の但書きを立案したわけである。しかしながら、上院における彼の影響力は限られていた。更にそもそも広義ピューリタン派とみなさるべき貴族は、その議員数においてあまりにも少くなかった。この統一法案が付託された上院の三二一名の委員会に席を占めていたのは、この派の著名な指導者であるアングルシィとデラマーとの二名であつたことからも明らかである。

四月、クラレンドンは、宮廷の強力な影響力がこのような広義ピューリタン派の上院議員の弱点を克服しうるほど十分ではなかつたとはいえ、法案の中から、例の「厳肅なる同盟と契約」についての言及部分を削除する提案をしたが、動議は敗れ去つた。結局次のことことが委員会において採択されたわけである。すなわち、法衣を着用しないこと及び洗礼の時十字を切らないことに対する赦免を規定した修正、この法律によつて高位の教会 (preferment) を奪われる各牧師に対して、その後生涯にわたつて、その収益の1／5を下賜金として与える権限を国王に認めるという修

正<sup>1</sup>であった。もとよりこれらは最も穩健な修正であるとした。しかしながら、また他面からみれば、委員会においてなされた一一の修正条項は、「統一法」の衝撃を軽減するために、国王にかなりの自由を与えようとするものであつた。相当数のプロテスティテリアンの牧師が体制教会に留まることがであるし、また若干の補償は追放される広義<sup>2</sup>ピューリタンの牧師を宥和するであろう。しかしながら、この一一の修正がピューリタン派に創り出した希望は死産の運命を担つたのである。下院は統一と厳格な国教遵奉を意図していた。下院には、「宮廷」の宗教政策に対する不満が増大した。それとともに、ピューリタンに対する普遍的な復讐心が存在したわけである。結果として、両修正条項は下院によって否決されたのである。堅固なアングリカン議員の非妥協的態度は国王の抵抗以上に強烈であったといえる。かくして、広義<sup>3</sup>ピューリタンと同時に「宮廷」の失敗をも特徴づけたといえる「統一法」は一六六一年五月十九日に通過したのであつた。<sup>④</sup>

### 注

① Cf. Lacey., op. cit., pp. 48-50.

② 周知のように、王政復古体制の建設者になつたのは、クラレンドン伯にして大法官<sup>1</sup>と、エドワード・ハイド (Edward Hyde) であった。クラレンドン伯は、一六六七年八月に国王の寵愛を失い、いわゆる「キャバル」と交替するまで、政治権力の把持者であった。そして彼自ら執筆した『自伝』にいう如く、少くとも六三年までは、政策形成に決定的影響力を保持していた。非国教徒集団を抑圧迫害せんとする一連の諸法律に彼の名が冠せられているのもそのためである。事実大局的にみれば、アングリカニズムの漸次の体制回復は、ボウジア博士の著作が明らかにしたように、クラレンドンとシェルダン等国教会支配層との同盟であつたわけである。しかしながら、王政復古の宗教体制の中枢の一つとなつた「統一法」に関しては、K. フェーリングがその著作や論文で述べてゐる所<sup>2</sup>、〔K. Feiling., op. cit., pp. 104-5; Clarendon and the Act of Uniformity, English Historical Review, 44. (Apr. 1929.) pp. 289-91.〕また本文で指摘する所<sup>3</sup>、いわゆる「モテンイシヨン」に傾斜した。というのは、彼はそれが最も慎重なコースと考えたのによる。もとより伯は、トレベリアンが評したように「一六四〇年の男」であり、また「権力の分立と均衡」を理念に持つ人間であった。ゆえに、ピューリタンの党派に何らの同情も抱かなかつたわけである。しかし問題の直接の解決が緊急である」とを鋭く意識していた。それが解決されるまで、論争、騒動、陰謀が続くであらうからである。しかしそれにも拘らず「統一法」のすべてを認めようとはしなかつたのである。しかしながら、キャバリア・議会は、宗

教問題に関して、彼よりも強硬であったわけである。但し、後述するように、クラレンドンは国王が「信教自由令」を發布するとそれに反対するわけである。その意味で、時代遅れになろうとも、自己の理念に忠実であり、そのことが彼をして国王その人及び若きキャバリア・議員達とともに引き離していくわけである。なお、王政復古期初期におけるクラレンドンの政治的意義については、神川信彦「英國議会政党の初期発達過程に関する一考察」(一) (『國家学会雑誌』第六五卷、第八・九・十号) 参照。

(3) Jones, op. cit., p. 318.

(4) 本法律が発効するまでの経過を、主としてレイシィの著作に依拠して (cf. Lacey, op. cit., pp. 50-2), 述べておきたい。本文で後述するように、議会を通過した「統一法」は八月二十四日、日曜日の聖バルトロマイ祭日に効力を発する。それ以前にあって法律を和らげる唯一の方法は、よしんば議会がその容認を拒否するとしても、国王が大権行為を探ることであった。すなわち、一般的な寛容賦与、あるいは法律の停止、あるいは個々の牧師に対する赦免、の發布である。レイシィ博士によれば、現在及び将来そうなるであろう非国教徒集団に存在する漸増する不滿の徵候に動かされることによって、またクラレンドンの議会に対する政治的実力が疑問視され始めたことによつて、国王周辺は国王大権に訴える考え方を漸次受け入れるようになつたとされる。六月一日、ブレズビイテリアンの一グループは、国王から「寛容の恩恵」(grace of toleration) を獲得することに対して、クラレンドンの助力を求める請願を彼に提出した。彼、大法官は、その返答において、三ヶ月間の法律停止の考え方に対する支持を与えた。しかしこの案は、諸監督及び六月十日に相談を受けた法律家達の反対にあい、捨てさられた。夏の月日が経過して、緊張は高まつた。法律が八月二十四日に効力を発するならば、重要な争闘が起きるのではないかという恐怖が漸増したわけである。この時国王は一つのストラテジーを試みた。国王の示唆に従つて、クラレンドン及びアルビィマール公は、八月二十日、既に指摘したことがある例の T. マントン博士、W. ベイス博士、E. カラミイ及びその他若干のブレズビイテリアン神学者・牧師に次のように話した。もし彼らが国王に請願したならば、国王は限定せられた数の個人の赦免を賦与するであろうと。これは、「宮廷」がインダルジエンスの申し出をもつて非国教徒に出合つた最初であるとされている。これは、もとより「追放」(ejection) が切迫しており、かつそれが必然と思われた時であつたゆえに、彼らにとつては、とりわけ誘惑であつたといえる。かかる「宮廷」の申し出に対して、非国教徒集団には二つの考え方があつた。一つは国王に大権の使用を要請することを頑固に反対する人々である。もとより議会立法を無効にするべく国王に請願することは、多数のピューリタンが過去數十年間信奉してきた立憲的諸原理と衝突することになるであろう。彼らは議会の次の会期が彼らすべてを救済するであろうことを期待したのである。他の一つは「宮廷」の提案した赦免の強力な支持者達である。その一人がカラミイであった。この問題はもとより憲法的原理という観点からいえば、この派の一人である H. ニューカムが「重要な問題が我々の頭上にある」と自覚したように、非国教徒集団にとつて、決定的な影響を与えることは明らかであった。ともかく彼らはねばり強い討論の後に、請願することに決定した。国王への請願のその内容は「それによつて我々が神への従順を人々に教示すべく、我々の地位を継続しうるような効果的な針路をとられんことを」というものであった。従つて、特別のものではなかつたといえる。しかしこれに署名した二〇名の牧師は、議会を通じての救済が不可能である時には、国王大権の行使による救済を受け入れることを決意していたとされる。しかしながら、結局は、宮廷側が主体的に働きかけたこの申し入れそのものが、ロンドン監督である例の G. シェルダンによつて指導された徹底的な反対に逢着して、放棄されたわけである。かくして、かの「暗き日曜日」が過ぎるわけである。

曰一れに次に、アラウニングの『資料集』に依拠して、少し冗長ではあるが要約して、「統一法」(14 Car. II, c. 4)の體子の考察に移りたい。まず前文と略わざるといひて次のように語つてゐる。故エリザベス女王の治世第1年にて、国教会の礼拝、祈祷及びサクラメント、儀式、儀礼の執行についての1つの統一的秩序を定めた祈祷書を作り、そして統一法という議会法律によつてそれを使用すべく定めた。にも拘らず、多くの者がそれを遵守しなかつた。特に最近の不幸なトラブル期において、牧師によるその秩序あるがな礼拝様式の無視によつて、大きな憤懣や不都合が生じ、そして多数の者が分派や分裂に導かれ、イギリス国教会のもつ改革宗教の大きな衰頬とスキヤンダル、そして人々の人々の魂の危機をもたらした。その防止、教会の平和の確立、現在の不安の軽減のため、陛下は、一六六〇年十月二十五日の宣言「周知のように、ウスター・ハウス宣言の」と一筆者に従つて、若干の監督や他の神学者と、祈祷書の再審査と、また彼らが妥当と持える修正や追加を用意する権限を委任した。その後、11月の聖職會議で祈祷書を再審査しておだが、熟慮の結果、それに若干の修正と若干の付加的な祈祷を加え、次のよつた題名の通り1つの書物を「ブック・オブ・英語聖書」とした。“The Book of Common Prayer and administration of the sacraments and other rites and ceremonies of the church according to the use of the Church of England, together with the psalter or psalms of David, pointed as they are to be sung or said in churches, and the form and manner of making, ordaining and consecrating of bishops, priest and deacons” である。これが「ブック・オブ・英語聖書」である。それを見完全に是體・承認せられた、そして現議會に託されたのである。

I　國家の平和の確立、わが宗教の名誉及びその普及にとって、全能なる神に対する公的礼拝の普遍的同意ほど重要なものはない」と鑑みて、次のことを制定した。すなわち、イングランド王國、ウェールズ領、グリック・アポン

・トゥィードの町、「の地域内」にあるすべての大教会（中央教会）、大聖堂あるいは教区教会あるいは礼拝堂、そしてその他すべての公的礼拝の場所において、各人すべての牧師は、朝の祈祷、夕の祈祷、儀式、そしてサクラメントと形式によつて、必ず述べかつ使用しなければならない。そしてそこに含まれている朝の祈祷及び夕の祈祷が、すべての主の日、そしてそれに指定された他のすべての日、機会、時において、公然とかつ厳肅に、前述の地域による前述の場所のすべての牧師あるいは副牧師によつて読まるべきである。

II 公的礼拝の統一が緊急に成就される目的のために、イングランド王国内あるいは前述した地域内で、現に何らかの聖職祿あるいはプロモーションを持ちかつ享受しているすべての教区牧師、代行牧師、あるいは他のいすれの牧師であれ、その聖職祿あるいはプロモーションに属する教会、礼拝堂あるいは公的礼拝場所において、来る一六六二年、聖バルトロマイ祭以前のある主の日に、祈祷書によつて読むべきと定められた朝の祈祷と夕の祈祷とを、祈祷書によつて指定された時に、祈祷書によつてまた祈祷書に従つて、明らかに、公然とまた厳肅に読むべきである。そしてその読了後に、そこに参集した集会上で、祈祷書に内包され規定されたすべてのことを、他の言葉ではなくこの祈祷書にある言葉によつて、使用することに対する真実な協賛を宣言すべきである。

III 定められた期日内に、そのことをするのを怠たりあるいは拒否する各人すべては、その事実によつて、彼の教会上のすべてのプロモーションが剥奪されるべきである。

VI すべての大教会あるいは大聖堂におけるすべての司祭長、聖堂参事会議員、そして受禄者、またいかなる学寮、ホール、学校 (house of learning) あるいは慈善学校 (hospital)。あれ、それらの学長及び他の長、フェロー、

礼拝堂牧師そしてチューーター、また両大学やその他のすべての学寮におけるすべての公的教授及び講師、またすべての教区牧師、代行牧師、副牧師、訓戒師及び聖職諸階級にある他のすべての人、また公的あるいは私的のいがなる学校であれ、それを經營するすべての教師 (schoolmaster)、またいかなる家あるいは私的家庭であれ、チューーターあるいは教師として、若者を教授あるいは教育するすべての人、「以上の人々すべて」は、一六六一年五月一日に、あるいはそれ以後いすれかの期日に上記の職位に就く人は、一六六一年の聖バルトロマイ祭日以前に、あるいはその職位をそれぞれ認められたその時あるいはそれ以前に、次の宣言書あるいは承認書に署名すべきである。すなわち、私こと何某はいかなる口実であるにせよ、国王に対して「反旗を翻す」ことが不合法であること、そして国王によって任命された人（人々）に対して、国王の權威によつて「反旗を翻す」反逆的立場を嫌惡すること、更にまた今や法律によつて制定されるまゝに国教会の儀礼様式に帰依したく思うこと、を声明する。そして私は、教会あるいは国家における統治の変革あるいは変更につとめる普通嚴肅なる同盟と契約と呼称されている宣誓ために、私あるいは他の何人においても、何らかの義務が存在するとは考へないこと、またその宣誓自体が不合法の宣誓であり、この王國の既知の諸法律及び諸自由に反して、この王國の臣民に強いられたものであると考へること、を宣言する。

IX　来る一六六二年聖バルトロマイ祭日以後にあつては、現に聖職祿ある牧師及び教区牧師祿、代行牧師祿あるいは聖職祿の所有者で、しかも監督の任命によつて、まえもつて聖職諸階級に属していない者、あるいはこのバルトロマイ祭日の以前に、監督任命の形式によつて、牧師あるいは牧師補に任命されない者は、何人であれ、イングランド王國あるいはウェールズ領あるいはベリック・アポン・トウイードの町「の地域」内における前述の牧師祿、代行牧師祿牧師職を伴つた聖職祿あるいは他の教会のプロモーションを保持、所有あるいは享受すべきではない。「前述の者で

それに対して全く無資格にならず、またそれが剥奪されず、そして彼の教会上のすべてのプロモーションが、あたかも彼が自然に死亡したかのように無効にならない者はいないのである。

### XIII 前述した祈祷書によつてその中に使用さるべく規定され指定された以外の、公式祈祷、サクラメント、儀礼あるいは儀式の執行についてのいかなる形態あるいは順序も、いかなる教会、礼拝堂あるいは他の公的場所においても、あるいは両大学のいかなる学寮あるいはホールにおいても、ウェストミンスター、ワインチエスターあるいはイートンの校舎においても、あるいはそれらのいずれにおいても、公然と使用されはならない。上述の大学あるいは学校の学寮及びホールのすべての現職の長 (governor or head) は、一六六一年の聖バルトロマイ祭日後一ヶ月内に、それ以後これらの職位に選任あるいは任命されるすべての長は、その時から一ヶ月内に、当該学寮あるいはホールのもの教会、礼拝堂あるいは他の公的場所で、フェローや学者の面前で、あるいはその時居住している大多数の面前で、故エリザベス女王治世十三年の法律にある三九箇条及び前述した祈祷書に公然と署名すべきである。そしてその信仰箇条及び祈祷書に対する真実なる協賛と承認と、またこの祈祷書に規定され内包されているすべての祈祷、儀式、儀礼、形式及び順序を、述べられている形式に従つて使用することを、宣言すべきである。そしてまた聖職諸階級に現にありあるいはなるであろう上述の学寮あるいはホールのすべての長は、少くとも四半期毎に一回、当該学寮あるいはホールの教会、礼拝堂あるいは他の公的場所で、読まるべきと指定された祈祷書内にある朝の祈祷及び礼拝を、祈祷書によつて公然とかつ公的に読むべきである。それに違反した者は、当該学寮あるいはホールの監察官(達)によつて、六ヶ月間、その長の職位に属する利益及び恩典を停止される。また上述の不履行ゆえに停職になつたくなる長も、停職から六ヶ月の終了あるいは終了以前に、前述の信仰箇条と祈祷書とに署名せず、それに対する同意

を宣明せず、あるいは前述の朝の祈禱と礼拝を読まないならば、その時当該職位はその事実によつて空位となるべきである。

以上「統一法」の冗長な条章をしかも重要なそれと思われる骨子を整理要約した。これで判明するように、空位時代に公的及び私的にも禁止されていた「祈禱書」を復活したこと、牧師集団に対して祈禱書に内包するすべてに対する真実なる協賛を要求しその使用を義務づけたこと、従つて空位時代に追放されたアングリカンの牧師に代替して、聖職祿を保持した広義のピューリタン派の牧師は、教会統治体制としての監督制、すなわち階級的統治体制に反対し、礼拝方法としては「祈禱書」を拒否していたから、後述するように、当然規定された日時に「追放」「排除」されることになつたわけである。特に、IXにみられるように、聖バルトロマイ祭日以後にあつては、監督から授任を受けた牧師のみが国教会で宗務しうるとしたことから、監督の任命形式によらない聖職者はこの形式による再授任がなされない限り当然「追放」されることになった。というのは、たとえばサイクス博士によれば、<sup>②</sup> 外国の改革教会あるいはスコットランド教会でプレズビティリアンの方法で授任を受けた牧師もいまでは国教会での宗務を許されており、牧師職に付隨する聖職祿の所有が許されており、また監督の授任形式によらなく、国教会の官職を保有するという事例もあつたわけである。従つてこの法律はこの抜け道を塞ぐことを意味した。広義ピューリタン派の牧師、なんづくプレズビティリアン派の牧師は監督による授任が必要であるということに対しても強く反対した。その反対理由は、神学的にいえば、再授任が前の授任を無効にして、従つてそれ以前の宗務を無効にするというにあつたが、それ以上に、彼らは国教会内の多様性、すなわち「包容」を要求していたからである。このことは、既述したように、不成功に終つたサヴォイ会議におけるバクスターの主張にもみられる通りである。多くの史家がいうように、またこの規

定がエリザベス朝に制定された「統一法」と王政復古期のそれとの相異を示す一つであった。すなわち一五六一年の法律(13 Eliz. I, c. 12)は、三九箇条のうち、「眞実なキリスト教信仰の告白とサクラメントの教義」に関する箇条のみの署名と同意とを要求しただけであった。これは国教会が規定したのとは相異する形式による聖職任命を受けた牧師も国教会の宗務を可能にするものであった。然るに新統一法はこの可能性を明らかに排除したわけである。

更に我々が留意すべきは、VIやXIIIの規定にみられるように、当時代表的知識層であった二つの集団、すなわち牧師集団のみならず大学やパブリック・スクール等の教師陣及び私的なチューターや等がこの法律の適用下に入つたことである。特にVIにおいて、一六四三年にスコットランドとイギリス議会が結んだいわゆる「厳肅なる同盟と契約」を明白に否定し、教会であれ国家であれ、統治の変革のいかなる企図をも、その合法性を最も明白なタームで拒否する宣誓を教師層にも課したわけである。

このような「統一法」を底盤とする思想は次のようなものであったといふことができる。すなわち、教会と国家との関係における国教会の支配的見解においては、教会は国家生活の宗教的表現である。従つて統一ある国家は、一つの教会統治的表現を持たねばならず、一つの教会外にいかなる権利の容認もいかなる譲歩も許されない。このように宗教的統一は政治分野におけるそれと同様必須であり、一方の領域における分裂は他方の領域における弱体化を必然的に育成するものと思われた。このような「統一」観念こそ非国教徒集団を国教会に帰順させようとする決定を説明するし、それはまた「統一法」の前文と思われる部分やIに表現されていることができる。このように体制教会としての国教会の排他的権利と非国教徒集団の抑圧とを支持する大量の意見の出現は、非国教徒集団を潜在的騒乱者と同一視する思想と緊密に結合しており、それは宗教的迫害の原理の復位というべきものであった。そしてこのような

迫害の信仰の実践的帰結はより非国教徒集団に対する厳格な手段の信奉である。それは、大内乱によつて残された無秩序の恐怖と、う遺産から生れたところの秩序ある統治の必要性と、う当然存在した強迫觀念によつて底盤され、かつまたそれによつて強化されたわけである。この考え方の一層の具体化は、「統一法」よりも早く制定されたわゆるクラレンソン法典の他の一分肢となつた「都市自治体法」(Corporation Act, 1661)<sup>④</sup> また更に「統一法」に後続する「非国教徒集会法」(Conventicle Act, 1664)「五マイル法」(Five Mile Act, 1664) 等の法的出現となつて行くわけである。

### 注

- ① Browning (ed.), op. cit., pp. 377-82. 但し、アラウニングの『資料集』には全文が掲載されてゐるわけではない。
- ② N. Sykes, op. cit., p. 5.
- ③ ④ 復古初期における「宗教的寛容」を拒否する国教会の思想については、別の論文で指摘したことがある。拙稿「後期十七世紀のイギリス宗教思想の特質」(東京都立大学「法学会雑誌」第九巻第一号、一九五一年六月) 参照。
- ④ こゝで「都市自治体法」(13 Car. II, c. 1)について解説しておきたい。この法律は、六一年遅くいわゆる「アレズビイテリアンの陰謀」と呼称されるものが発覚し、それへの反動として通過したとされている。その法的効果はピューリタン権力の中心地帯である都市自治体、なかんずく都市自治体の治安判事に巧妙な打撃を与えたとされている (cf. Cragg, op. cit., pp. 7, 11-2)。そもそもクラレンソン法典と総称される非国教徒集団に対する抑圧・迫害立法の成立は、「復讐法案」の成立と呼称されてゐるが、キャバリア連のピューリタンに対する復讐に依拠していたといえるが、しかし同程度に、彼らに対する恐怖によつても促進されたともいえるわけである。驚くべき程度に共和国の軍隊が静かに市民生活に吸収されていつたとされているが、しかし政府は不意打ちの直接的原因が存在しないというふうと信じなかつた。もとよりこの恐怖は風説の恒常的な流布によつて育成されたといえる。ともかく抑圧・迫害立法のプログラムの主要な発展はこのような風説によつて興奮したレポートと密接に関連していたとされている。「都市自治体法」の成立もこの例外たりえなかつた。
- アラウニングの『資料集』に依拠してこの法律を一瞥すれば次になる (Browning (ed.), op. cit., pp. 375-6)。すなわち、過去のすべてを赦免するという国王の努力と比類ない寛大さにも拘らず、多くの悪しき精神がなお作用してゐると、将来同様な害を防止し、教会と国家とにおける平和の維持のために、次のことを制定するとした。つまり、一六六二年二月二十日以内に、いくつかの市、市自治体及び自治都市、また五港及びそれらのメンバー、また他の港町の「委員」(commissioners)となるべく人々に任命書が発行される(一)。この法律によつてこの「委員」となつた者の機能ないし権力とは次のことにあつた。すなわちIIIの規定によれば、一六六一年十二月二十四日の時点で、市長、市参事会員、記録係、執達吏、市書記、市町會議員である者、及び前述した諸自治体の統治に関する、いかなる官職あるいは治安

判事職あるいは地位あるいは信託あるいは他の仕事を保持する人々は、一六六三年三月二十五日(XI)の規定によれば、この「委員」の任期はこの年月日までは継続して有効でかつそれで満期となる)以前のいかなる時でも、夫々の「委員」達あるいは「委員」達の三人あるいはそれ以上の「委員」達によって、それが要求された時には、次の宣誓や署名をしなければならなかつた。すなわち、忠誠及び国王至上権の宣誓、及び国王に反旗を翻すことが不合法であること、国王によって任命された人(人々)に国王の権威によって反旗を翻す反逆的な立場を嫌惡すること、の宣明、更に、この「委員」達の眼前で、いわゆる嚴肅なる同盟と契約の否認の宣言書に署名すること、であった。IVの規定によれば、上述の諸自治体の上述の職位にある者で、この宣誓と署名を拒否した者は、この法律によって、その拒否の時点から、直ちに当該職位や地位等から解任ないし解職されたとした。しかもVの規定によれば、IIIの規定によって、宣誓と署名した者でも「委員」達あるいはその時出席した多数の「委員」達が、公的的安全のためにそれが便宜であると考えた場合は当該職位あるいは地位等から解任解職したのである。またVIの規定によつて、「委員」は、解任・解職のみでなく、それによって空席となつた職位あるいは地位等の補充権を持つたのである。この法律は、既述したように、六三年三月二十五日で「委員」の満期を規定したが、IXの条章で、満期後のことと次のように定めたわけである。すなわち、「委員」の満期後においては、上述の職位あるいは地位等に選任ないし選出される以前に、国教会の儀礼に従つて聖餐式のサクラメントを押受しない者は、何人も当該職位や地位等に就任・選任・選出され得はならないとした。このサクラメントのテストの条項は、レイシィ博士によれば、上院によつて付加されたとのことである(*cf. Lacey, op. cit., p. 37.*)。

以上の「都市自治体」の諸条章にみられるように、イングランドの国聖のもとに、諸自治体の「委員」として任命された者が、正規の適法裁判やいわゆる正当な法の手続なしに、諸自治体の官職位を剥奪ないし付与を行使しうる裁量権を得てゐること、また「統一法」にある例の厳肅なる同盟と契約の否認の宣誓、更には委員満期後にはアングリカン・コミュニティの押受を規定していることは、は自己の宗教的信条に忠実な広義ピューリタン派の官職所有者にとって大きな打撃を意味したことはいうまでもないであろう。従つて、この法律の立法過程には当然のことながら、プロテスティン・チャーチやコングレゲイション・ナリストと思われる議員によるこの法案に対する反対ないし修正の活動が存在したわけである。この法案に最も果敢に抵抗した議員は、レイシィによれば、ウィリアム・プリンとレイフ・アシュトン卿であつた。特に下院の第三読会で一八二対七七、すなわち第二読会の一八五対一三六よりもはるかに少ない反対数で通過した時、プリンは、上院へのアピールとして、この法案の告発を匿名で出版した。彼がその『簡潔な理由』で述べたこの法案の反対理由は、「それ以前の時代のいかなる種類の判事、治安判事あるいは委員にも賦与されなかつたところの大きな権力が与えられる」からであり、また委員達やすべての下級裁判所によつてなされる公民権剥奪、他の審判や命令に通常存在するところの上訴権の規定がこの法律に存在しないのは、「マグナ・カルタや英法の諸原理と背反する恣意的かつ無責任な手続である」というにあつた。しかしながら、これらの抵抗もむなしく、既述した上院におけるサクラメントのテストまでが付加されて結局は成立したわけである(*cf. Lacey, ibid., pp. 35-7.*)。

〔追記〕 本稿は、紙幅の都合により「統一法」についても中途までしか掲載できなかつた。以下については次回にゆずりたい。